

脊椎の変形障害（11級）を獲得した事例

交通事故

事案の概要

20代 女性 会社員

相談者は、自動車を運転中、センターラインをオーバーした相手方車両と正面衝突しました。

腰椎の圧迫骨折などの重傷を負い、今後の賠償交渉を見据えて、当事務所に相談に来ました。

解決結果

後遺障害認定のための被害者請求により、11級（脊柱の変形障害）を獲得しました。その後訴訟提起を行った結果、1100万円超の賠償金を得ることで和解しました（11級の自賠責保険金を別途331万円取得）。

担当弁護士からひとこと

後遺障害の逸失利益が訴訟の争点となりました。喪失期間と喪失率について、相談者の自覚症状等に照らして、20年間、14%を前提とする和解案を受け入れることとしました。